

平成29年2月27日付け諮問第1号  
「常時同時配信の負担のあり方について」  
答申 参考資料

平成29年7月25日  
NHK受信料制度等検討委員会

※特に注記がない場合、平成29年6月末時点の事実に基づく。

# 目次

---

<b>1. 諮問第 1 号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって</b>	<b>3</b>
■ i .メディア環境の変化	4
■ ii .参考となるNHKの現行の取り組み	15
■ iii .海外公共放送の取り組み	16
<b>2. 常時同時配信の費用負担者の範囲</b>	<b>22</b>
■ i .海外公共放送の取り組み	23
■ ii .NHKが既に示している考え方	26
■ iii .常時同時配信実施に関する各種想定	27
<b>3. 常時同時配信の費用負担の性質</b>	<b>28</b>
■ i .参考となるNHKの現行の取り組み	29
■ ii .NHKが既に示している考え方	30
<b>4. 常時同時配信の費用負担者の把握方法</b>	<b>31</b>
■ i .参考となるNHKの現行の取り組み	32
■ ii .海外公共放送の取り組み	33

---

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

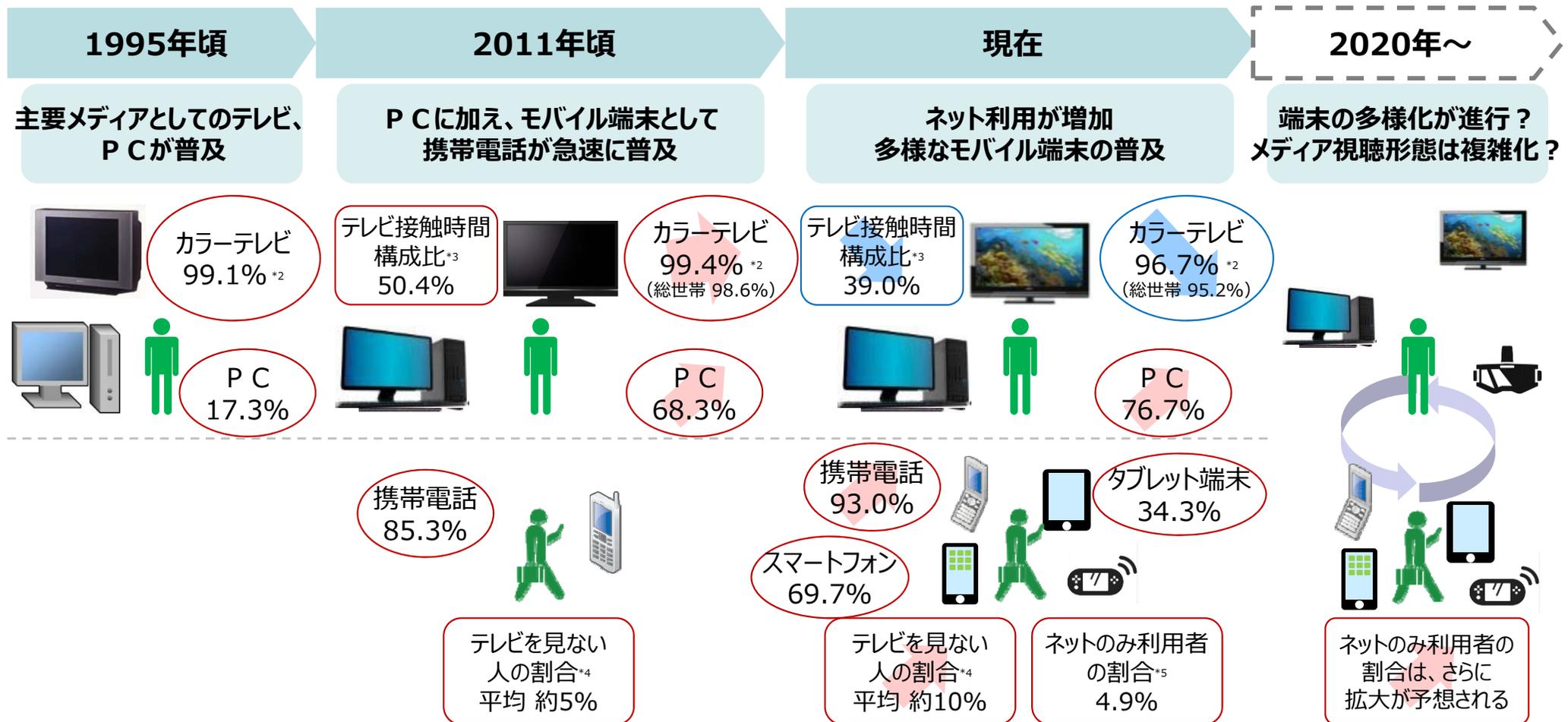
- i .メディア環境の変化 4
- ii .参考となるNHKの現行の取り組み 15
- iii .海外公共放送の取り組み 16

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・メディア環境の変化（全体像）

カラーテレビの普及率が低下する一方で、携帯電話・スマートフォンが普及し、端末の多様化が進展している。メディア視聴形態としても、テレビの接触時間が低下、他端末の接触時間が増加し、大きく変化している。



○：端末別の普及率\*1

\*1 内閣府「消費動向調査」より。「2人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）における、1996年3月・2006年3月・2017年3月の数値をもとに記載  
 \*2 「カラーテレビ」のうち、「ブラウン管テレビ」は2013年調査で終了  
 \*3 テレビ視聴時間構成比：主要メディアに占めるテレビ接触時間の構成比 博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査」、2007年、2017年の数値を参照（東京地区）  
 \*4 テレビを見ない人の割合：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。2010年・2015年における、20～50代の、テレビを「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合  
 \*5 ネットのみ利用者：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より作成

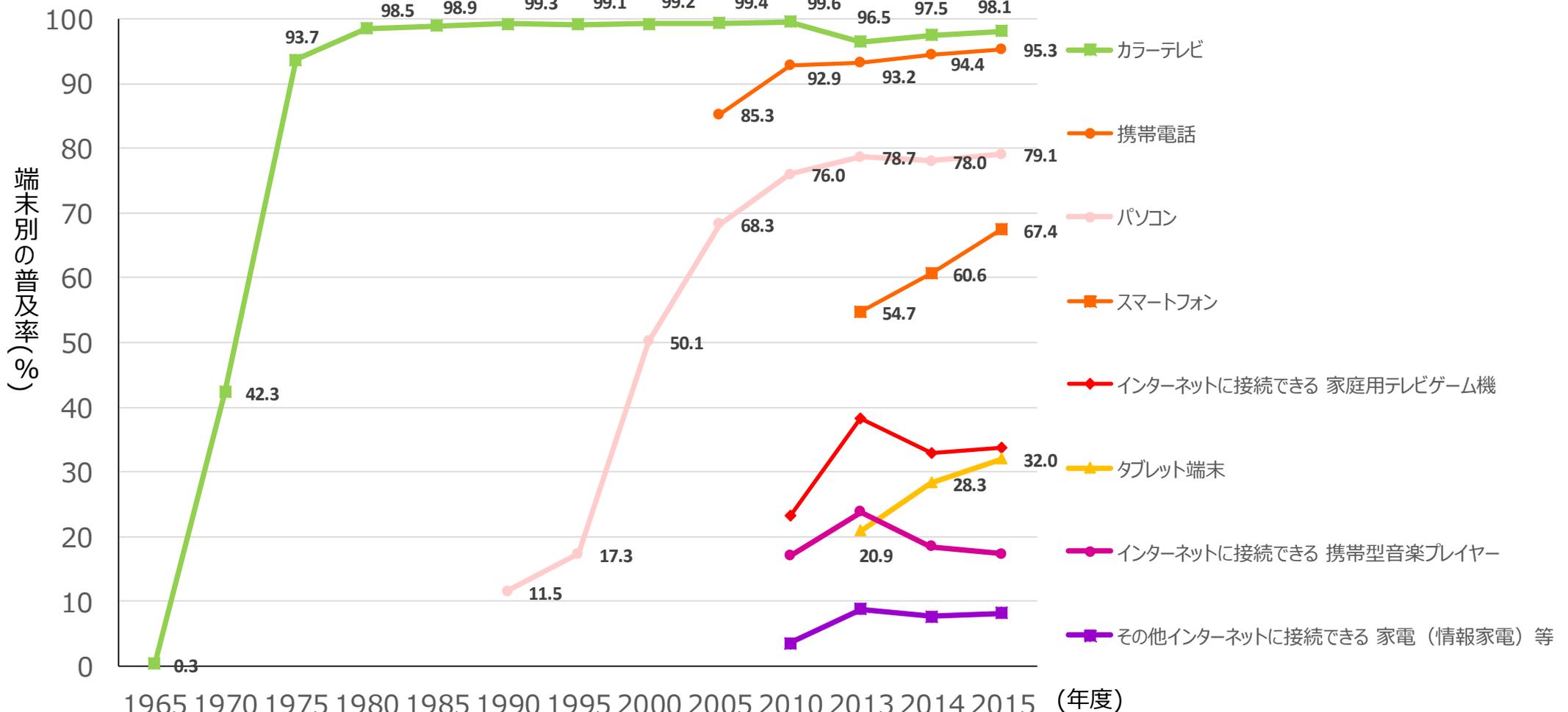
# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・端末の多様化

カラーテレビの普及率は98%。更に近年では携帯電話の普及率は95%、PCは79%、スマートフォンは67%となったなど、端末の多様化が進展している。

端末別の普及率の推移（1965～2015年）



(注1) 本ページでは、下記に言及しているように、電通総研「情報メディア白書2017」を一部出典としているが、同白書は、内閣府「消費動向調査」の「2人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）の普及率のデータを、典拠としている。内閣府「消費動向調査」に関しては、ウェブサイト上に2004年までのデータのみ公開しているため、ここでは同白書を典拠としている

(注2) 各年度のデータは、内閣府「消費動向調査」の翌年3月（1965-75年度は翌年2月）のデータを典拠としている

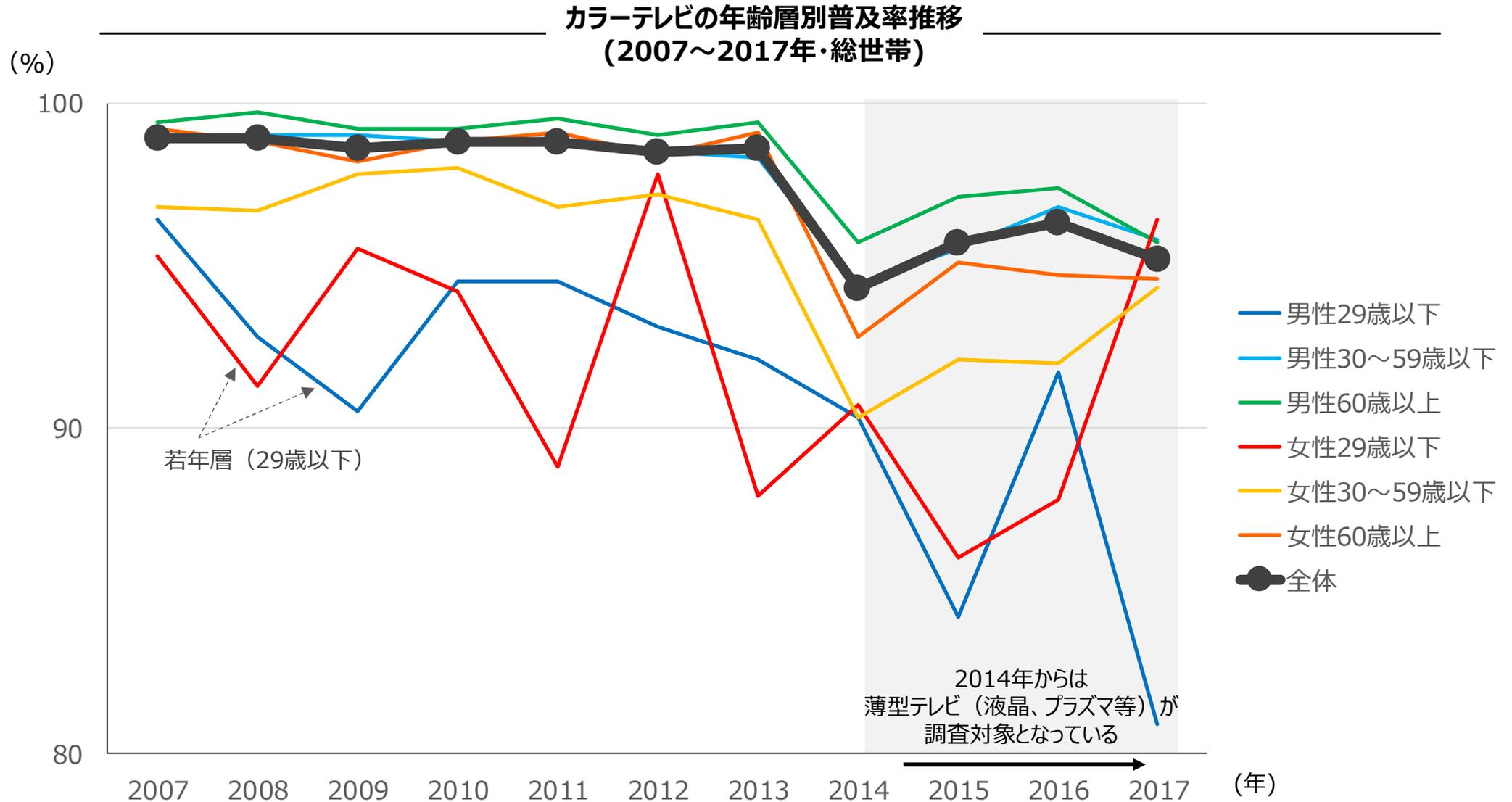
出所:カラーテレビ、携帯電話、パソコン、スマートフォン、タブレット端末の普及率：電通総研「情報メディア白書2017」 それ以外：総務省「平成28年度情報通信白書」

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・カラーテレビの普及率の推移(総世帯)

若年層ほど相対的に普及率が低い傾向が見られる。



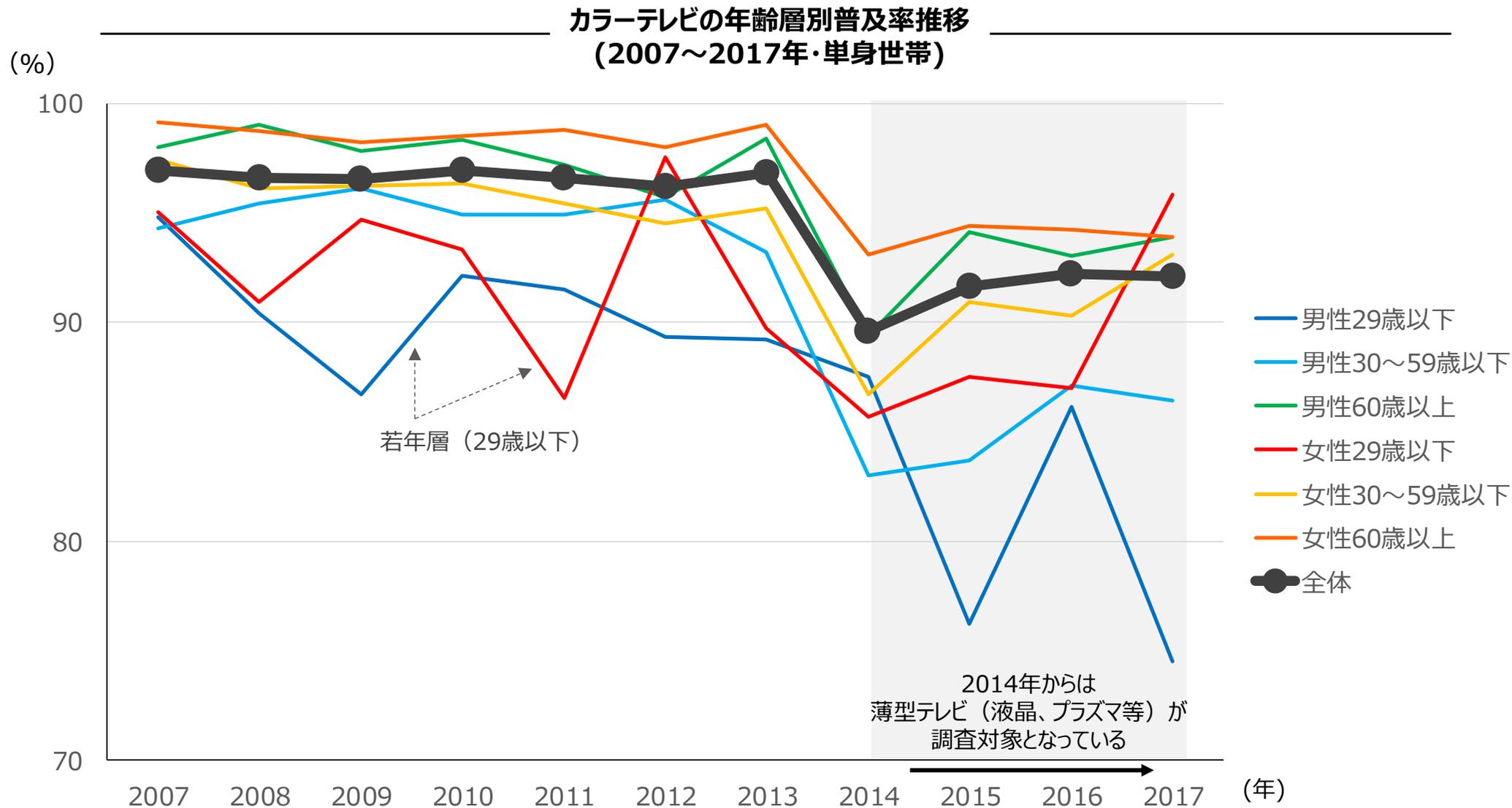
出所:内閣府「消費動向調査」各年3月公開の統計データより

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・カラーテレビの普及率の推移(単身世帯)

若年層ほど相対的に普及率が低い傾向が見られる。



出所:内閣府「消費動向調査」各年3月公開の統計データより

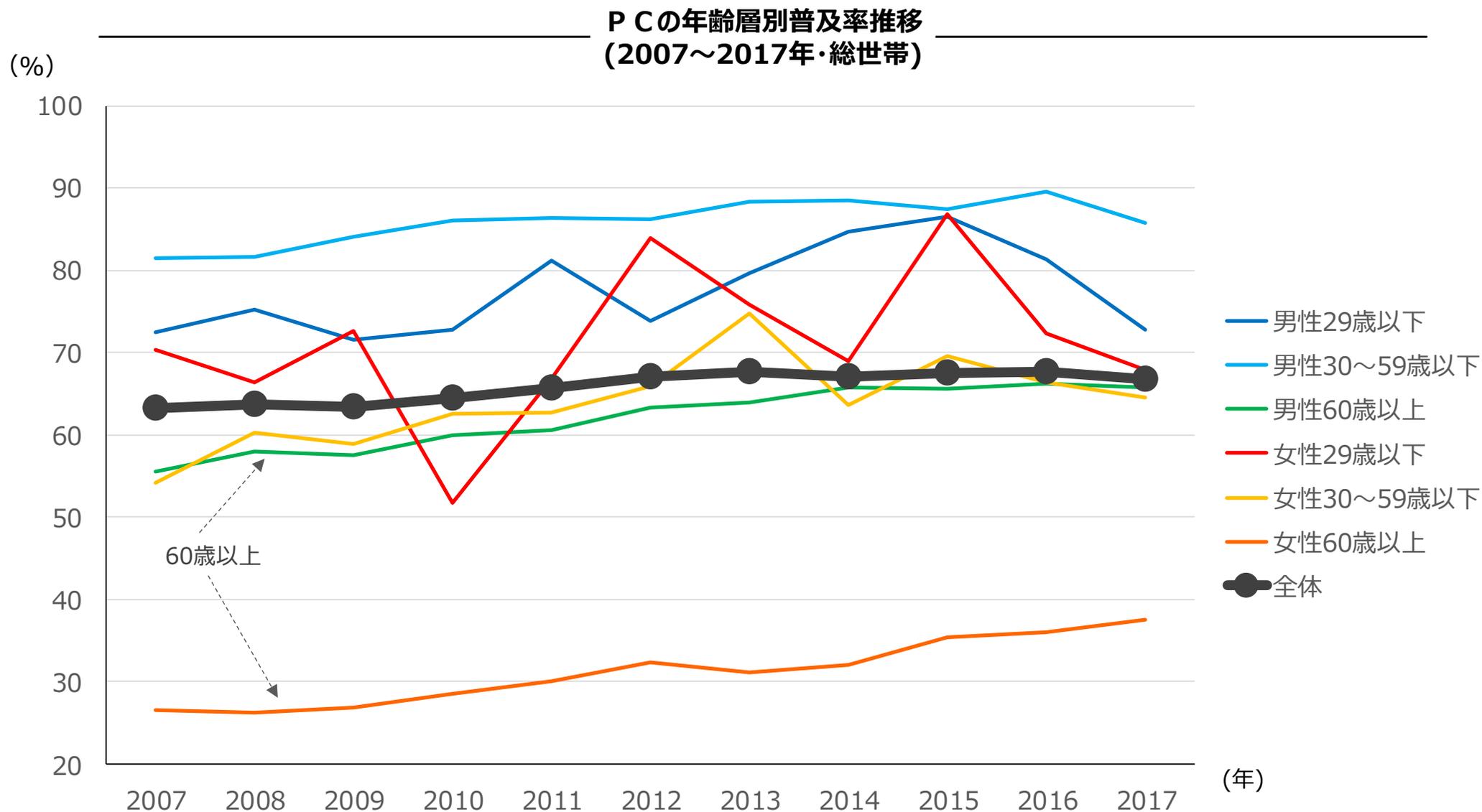
# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・PCの普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。

59歳以下の年齢層で相対的に高い普及率が見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。

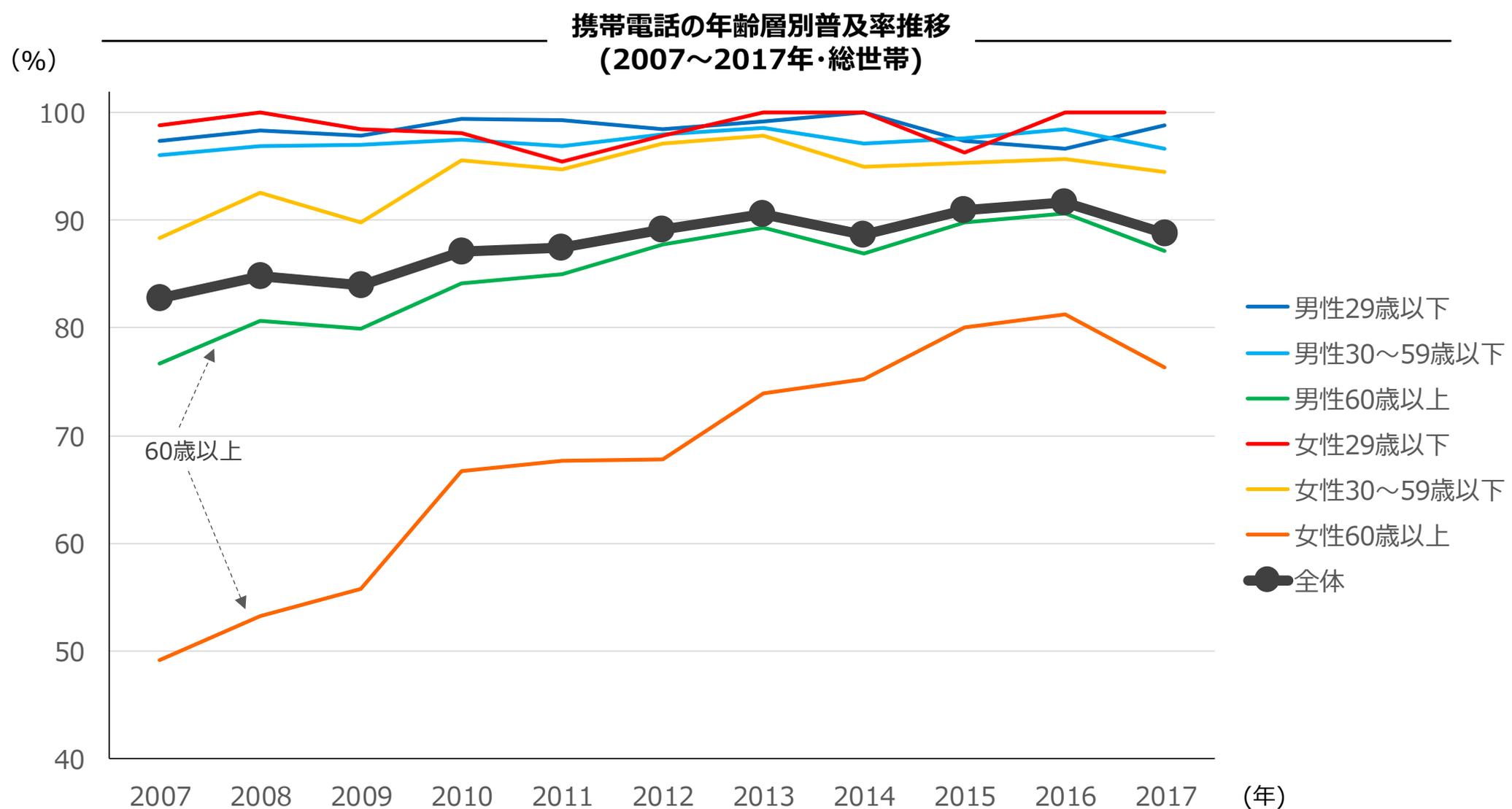


# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・携帯電話の普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。  
若年層ほど普及率が高い傾向が概ね見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。



(注) 携帯電話にはスマートフォンも含まれる  
出所:内閣府「消費動向調査」各年3月公開の統計データより

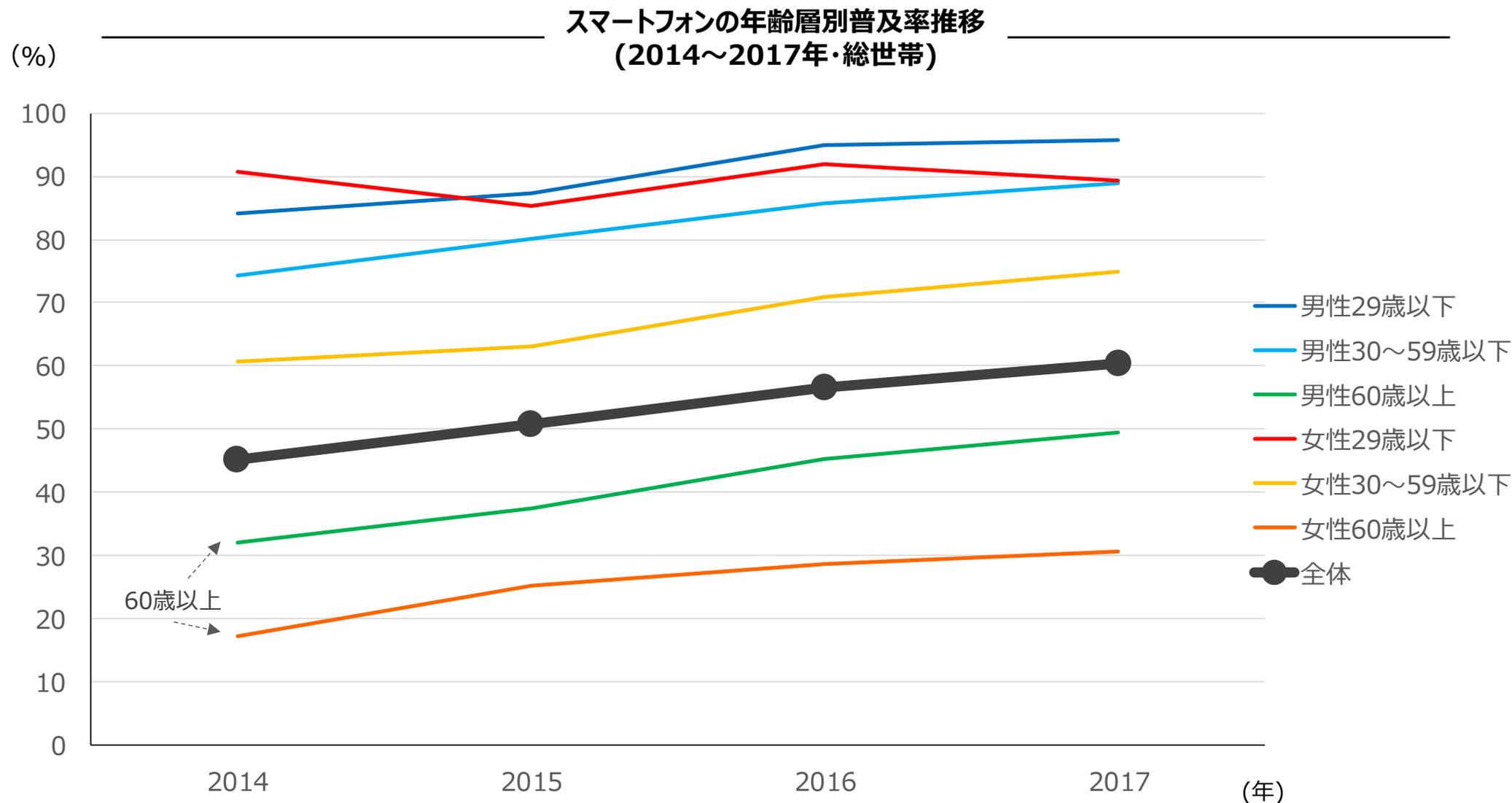
# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・スマートフォンの普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。

若年層ほど普及率が高い傾向が概ね見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。



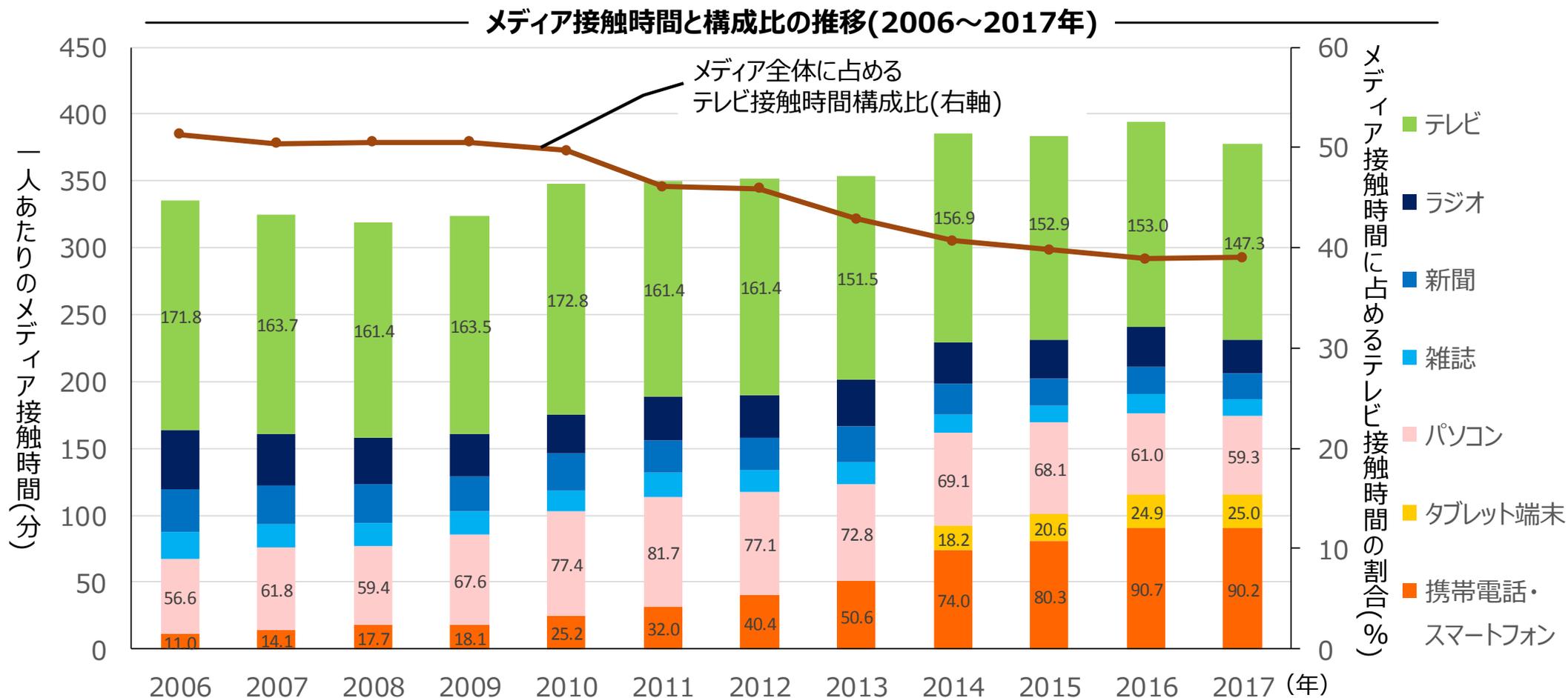
(注) スマートフォンに特化した普及率の調査は2014年以降  
出所: 内閣府「消費動向調査」各年3月公開の統計データより

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・メディア接触時間と構成比の推移

近年、1人あたりのメディア接触時間全体が概ね横ばいである。ただし内訳を見ると、テレビ接触時間の占める割合が低下傾向にある。一方で、携帯電話・スマートフォンやタブレット端末の接触時間は増加している。



(注1) 東京地区における定点調査  
 (注2) 2012年から「携帯電話からのインターネット」に「スマートフォン」を追加し、「携帯電話・スマートフォンからのインターネット」に変更  
 (注3) 2014年から「タブレット端末」を追加  
 (注4) 2014年から「パソコンからのインターネット」を「パソコン」に、「携帯電話・スマートフォンからのインターネット」を「携帯電話・スマートフォン」に変更

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

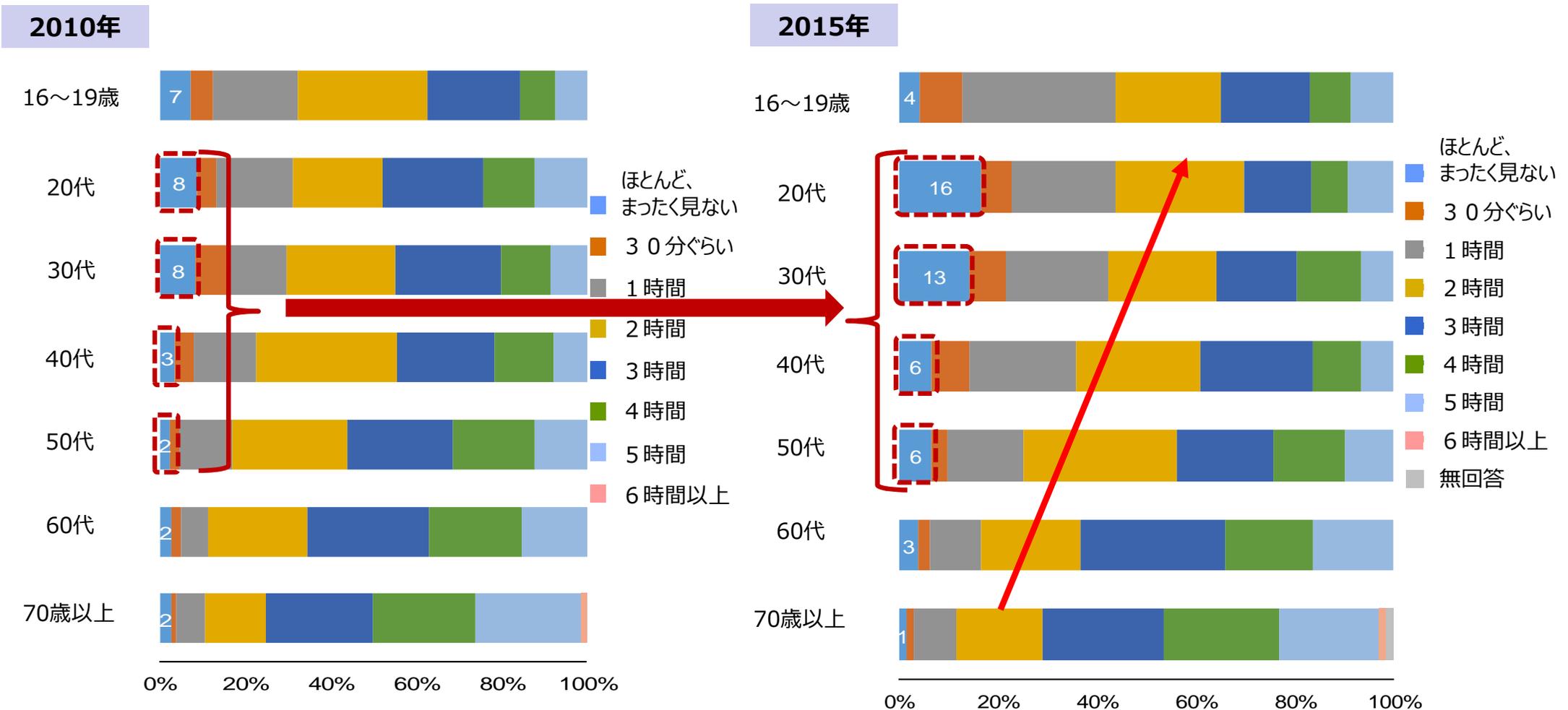
## i. メディア環境の変化

### ・ 1日あたりのテレビ視聴時間比較

2010年と2015年の数字を比較すると、「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合が20～50代で増加している。

また、1日あたりのテレビ視聴時間は、若者層ほど短い傾向にある。

### 1日あたりのテレビ視聴時間（年代層別）



出所:平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

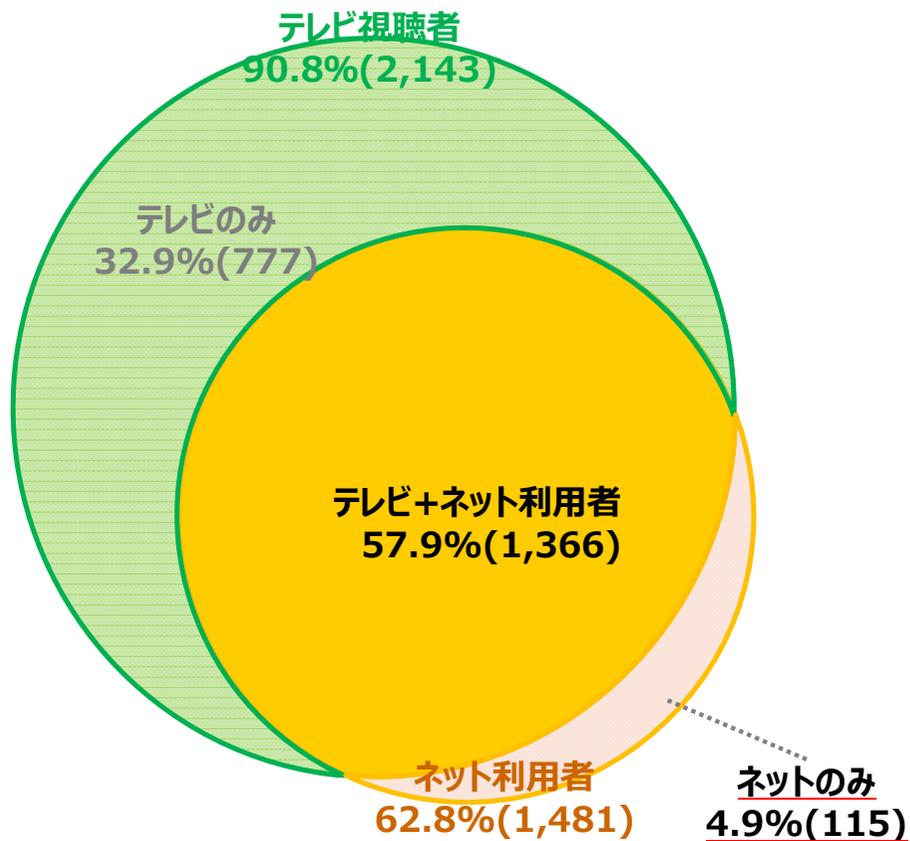
## i. メディア環境の変化

### ・テレビとインターネットの利用動向

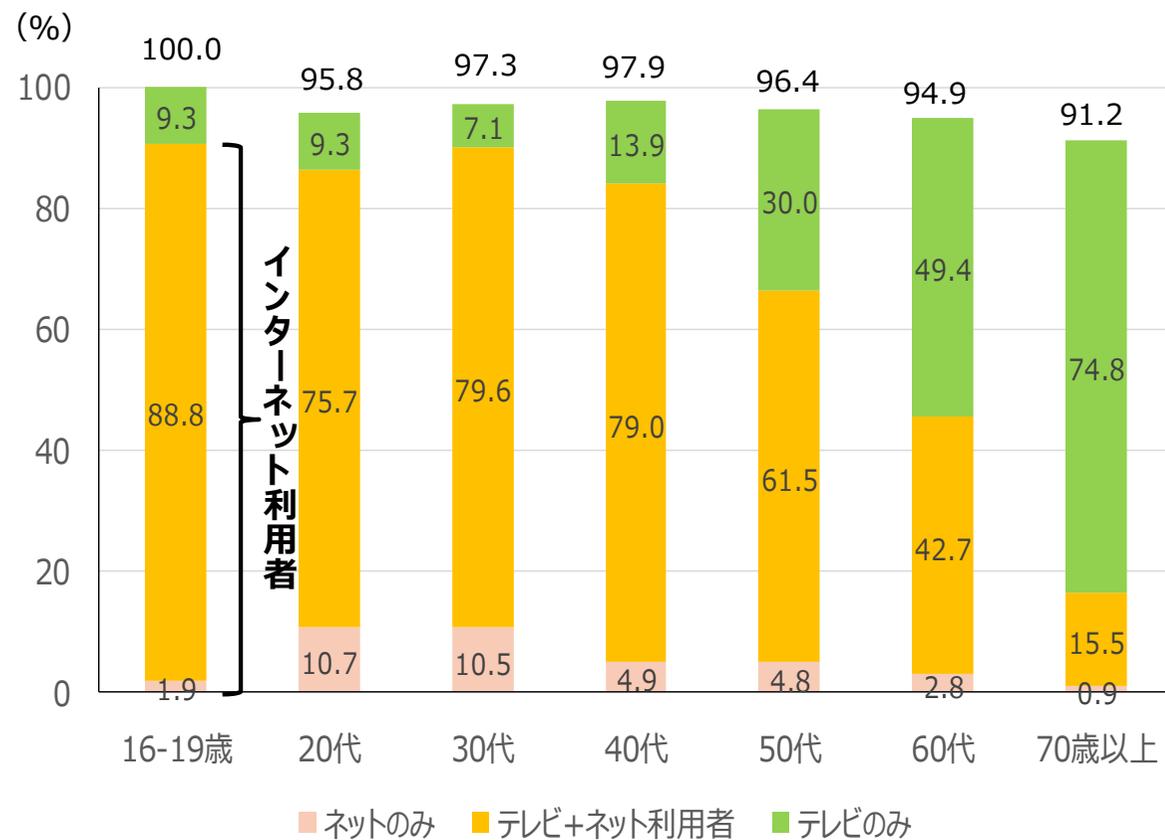
テレビとインターネットの利用\*の動向を年代別に見てみると、年代が低くなるほどインターネット利用者の割合が大きくなる。

### テレビとインターネットの利用動向

(注) カッコ内の単位：人



### テレビとインターネットの利用動向 (年代別)



全体(n=2,360)

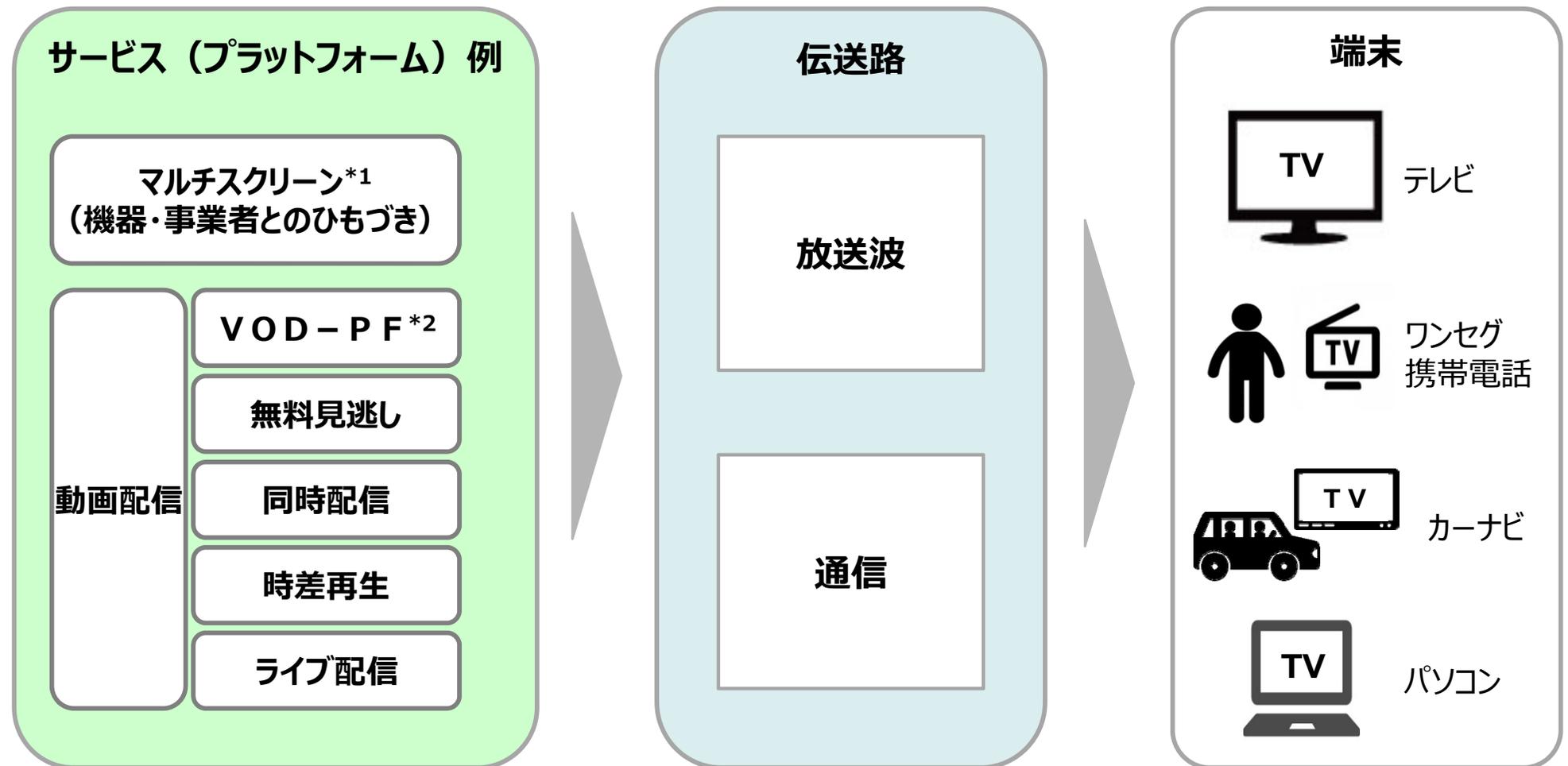
\* テレビ：週に1回以上テレビを視聴する人 ネット：インターネットを月に1回以上利用する人 無回答除く

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## i. メディア環境の変化

### ・サービスの多様化

サービス提供事業者においても、テレビ放送に加え、動画配信等、多様な形態でのサービスを提供しており、それらを放送波または通信伝送路を介して視聴者の多様な端末へ届けている。



\*1 テレビや録画機等とペアリングしたモバイルでいつでもどこでも視聴が可能。CATVやIPTV 有料多事業者の会員向けモバイルサービス

\*2 テレビ局の自前サイトではなく、また、テレビ番組だけでなく幅広い映像コンテンツを横断的に集積させたプラットフォームサービス

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## ii. 参考となるNHKの現行の取り組み

### ・平成28年度テレビ放送の同時配信の試験的提供（試験的提供B\*）について

平成28年度に実施された「試験的提供B\*」の概要および結果は以下の通り。

#### 試験概要

##### ■ 実施期間

平成28年11月28日（月）から12月18日（日）の3週間。

##### ■ 実施時間帯

午前7時から午後11時までの1日16時間以内。

（但し、契約等の関係で配信不可の番組やニュース項目を除く。実施時間帯は日によって異なる。）

##### ■ 実施チャンネル

総合テレビジョン・教育テレビジョン（マルチ編成を含む）

（いずれも、東京・神奈川・埼玉・千葉で放送している内容）

##### ■ 参加者

受信契約者（その世帯構成員を含む）から募集した総数9,518人。

##### ■ 費用

3.3億円

##### ■ 検証項目

- 総合テレビジョン、教育テレビジョンの同時配信への視聴ニーズの把握
- 認証・配信システムにかかる負荷や遅延の程度の確認
- インターネット配信のための権利処理に関する課題と対応策の運用状況

#### 試験結果（抜粋）

##### ■ 各項目の調査・検証によって把握できた事柄

- 総合テレビジョン、教育テレビジョンの同時配信への視聴ニーズの把握
  - 試験期間中、同時配信を利用した人は、6.0%だった。（同時配信の視聴画面で利用した割合）
    - ※ アプリやWebサイトで今回のサービスを一度でも利用した人は11.0%だった。（アプリ・Webサイトを立ち上げた際に、自動的に表示される同時配信画面を含む）
  - 総合テレビジョンを視聴した人は5.4%、教育テレビジョンを視聴した人は2.6%だった。
  - 1回あたりの平均視聴分数は、12.1分だった。等
- 認証・配信システムにかかる負荷や遅延の程度の確認
  - 本試験で認証・配信システムにかかった負荷については、ピーク時でも処理上限値の約15%であった。問題なく運用できたことを確認した。
  - 放送との時間差を計測した結果、約75秒程度の映像・音声の遅延があった。動画ファイルの生成・安定配信のためのバッファの確保等が要因であった。等
- インターネット配信のための権利処理に関する課題と対応策の運用状況
  - 権利者団体および映画・写真を扱う大手権利者からは、試験的提供に対して理解を得ることができ、概ね承諾を得た。
  - 個別の権利者からも試験的提供に対して概ね理解を得ることができた。等

\* NHKでは、視聴者ニーズ等の把握のため、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するサービスである「試験的提供A」「試験的提供B」を実施している。「試験的提供A」では、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施している（年間5件程度）。

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## iii. 海外公共放送の取り組み

### ・海外公共放送の料金制度(主な財源等)

	放送機関	主な財源*1	収納者・方法	支払義務	支払単位	料金年額*2	支払率*3
イギリス	BBC	受信許可料 (77.5%) 各種販売収入等(22.4%) 政府交付金等 (0.1%)	TV Licensing が収納	有 (Communications Act 2003で 規定)	世帯:世帯単位 非世帯:施設単位(ホテルは15部 屋で1契約、以降5部屋毎1契約 等)	テレビ(カラー) 147.0ポンド <20,764円> テレビ(モノクロ) 49.5ポンド <6,992円>	約93% (2015年)
フランス	France Télé- visions 等5機関	公共放送負担税(82.7%) 広告放送収入等(11.4%) その他 (5.8%)	税務当局が 住居税と 一括収納	有 (租税一般 法典で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:台数単位(3~30台まで 30%、31台以降は35%割引)	テレビ(本土) 1381- <16,530円> テレビ(海外県) 881- <10,541円>	約99% (2014年)
ドイツ	ARD、 ZDF、 DLR	放送負担金 (85.6%) 広告放送収入等(2.3%) 各種販売収入等(12.1%) ※ARDの内訳	徴収機関 「負担金 サービス」が 収納	有 (放送負担金 州間協定 で規定)	世帯:住居単位 非世帯:施設単位(従業員数に応 じたカテゴリ毎の定額料金、ホテル・ 車は2部屋(台)めより部屋(台)毎に 料額1/3)	(受信設備の有 無によらず) 2101- <25,154円>	約97% (2015年)
イタリア	RAI	受信料 (72.7%) 広告放送収入 (23.4%) その他 (3.9%)	電力会社が 電力料金と 一括収納	有 (1938年2月 21日付暫定 勅令第246 号で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:施設単位 テレビ受信料…ホテル等の格付・規 模等のカテゴリ毎に定額 ラジオ受信料…一律定額	テレビ 901- <10,780円>	約96% (2016年 見込み)
韓国	KBS	受信料 (41.3%) 広告放送収入 (27.4%) 副次収入等 (31.3%)	電力会社が 電力料金と 一括収納	有 (放送法 で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:台数単位(割引特例なし)	テレビ 30,000 ウォン <2,970円>	100% (2012年)

\*1 ドイツは2014年、フランス、イギリスは2015年、韓国、イタリアは2016年。各放送機関の年次報告書等を参照

\*2 全て2017年4月現在。為替レートは2017年4月分日本銀行報告省令レート

\*3 常時同時配信に関する支払率ではなく受信許可料・負担金等の全体の支払率。一部推計。収納者の年次報告書等を参照

出所:各放送機関のウェブサイト等より

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## iii. 海外公共放送の取り組み

### ・海外公共放送の常時同時配信

各公共放送では権利上の問題等で配信不可の番組を除き、常時同時配信を行っている。  
イギリス・フランス・ドイツは常時同時配信のみを利用する場合も支払対象としている。

	放送機関	サービス名	同時配信 コンテンツ	視聴時のログインの要不要	利用 端末	常時同時配信のみを 利用する場合の負担*2
イギリス	BBC	iPlayer	BBC ONE、BBC TWO等各チャンネルの番組	視聴時のログインが必要 ※2017年5月11日に「近いうち（soon）」に必須となる旨を発表*1	PC、スマートフォン等	受信許可料の対象
フランス	France Télévisions	france.tv	系列放送局の番組等	視聴時のログインが必要	PC、スマートフォン等	公共放送負担税の対象*3
		franceinfo	公共放送および国際放送のニュース番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に公共放送負担税支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	
ドイツ	ARD	ARD Mediathek	ARD加盟の各放送局等の公共放送の番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に放送負担金支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	放送負担金制度のため、各種端末所有の有無にかかわらず全世帯一律
	ZDF	ZDF Mediathek	ZDF等の公共放送の番組		PC、スマートフォン等	
イタリア	RAI	RaiPlay	Rai1、Rai2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	サービスは無料で利用可能*4
韓国	KBS	kbs.co.kr (KBS HP)	KBS1、KBS2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC	サービスは無料で利用可能*5

\*1 BBC iPlayerのウェブサイトより \*2 各国の受信料等の根拠となっている法律等を参照

\*3 法的にはすでに、公共放送負担税を納税する義務は、従来型のテレビ受信機だけでなく、新しい媒体でテレビ番組を視聴している世帯にも拡大されている。NHK放送文化研究所『世界の公共放送の制度と財源』報告（NHK放送文化研究所年報2012）より。ただし、実際の運用において、公共放送負担税の支払対象となる受信機の例示としてインターネット接続機器を示しておらず、事実上収納は行われていない

\*4 インターネット経由のみでラジオ・テレビの受信を行うPC等は受信料の対象となっていない。ただし、インターネット向けのサービスはすでに提供が義務づけられている

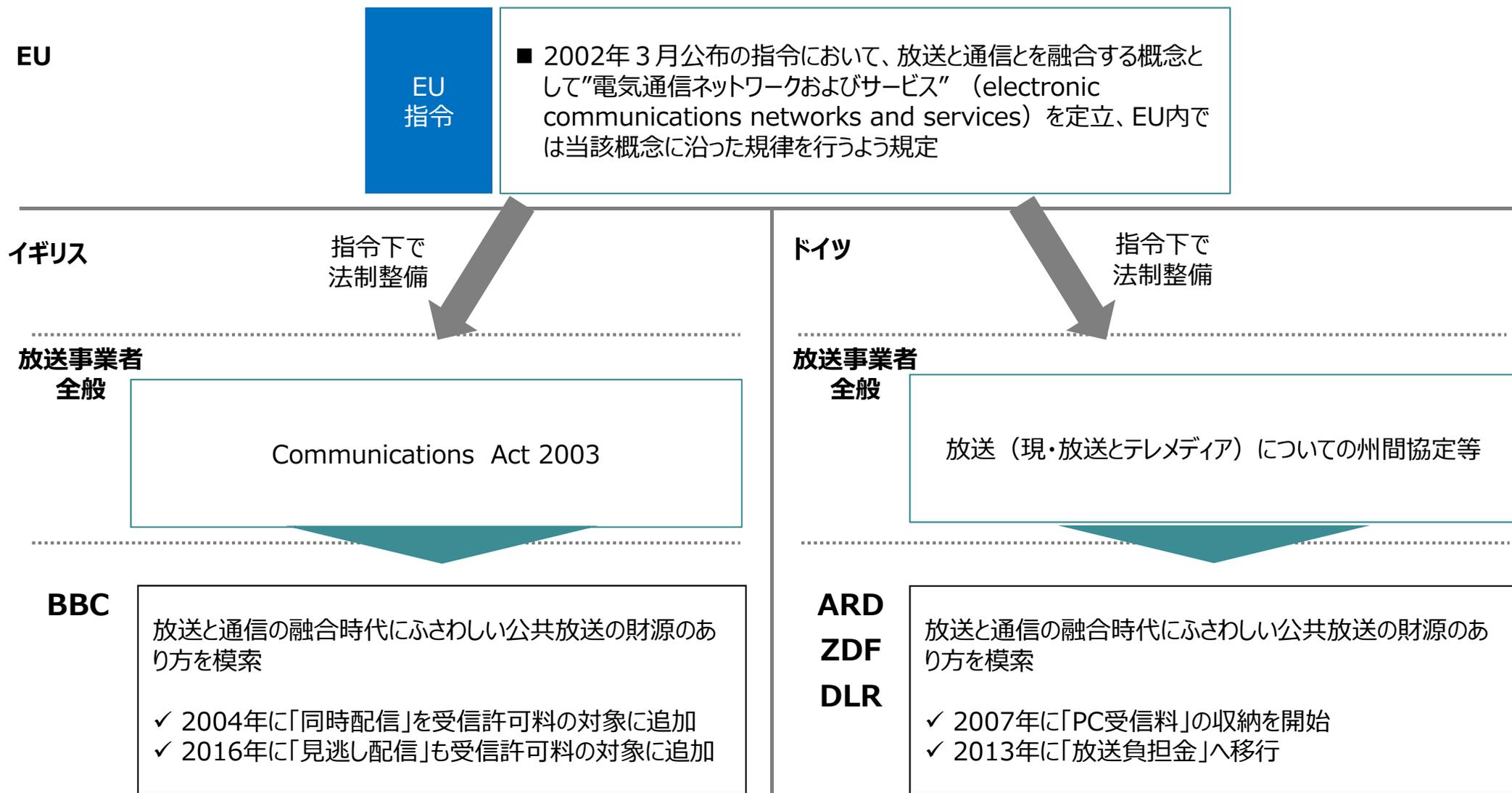
\*5 インターネット接続機器が受信料の対象となっていない。また、インターネット向けサービスがKBSの業務範囲として放送法で明記されていない状況

出所：各サービスのウェブサイト等より

iii. 海外公共放送の取り組み

・放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源の模索（イギリス・ドイツの場合）

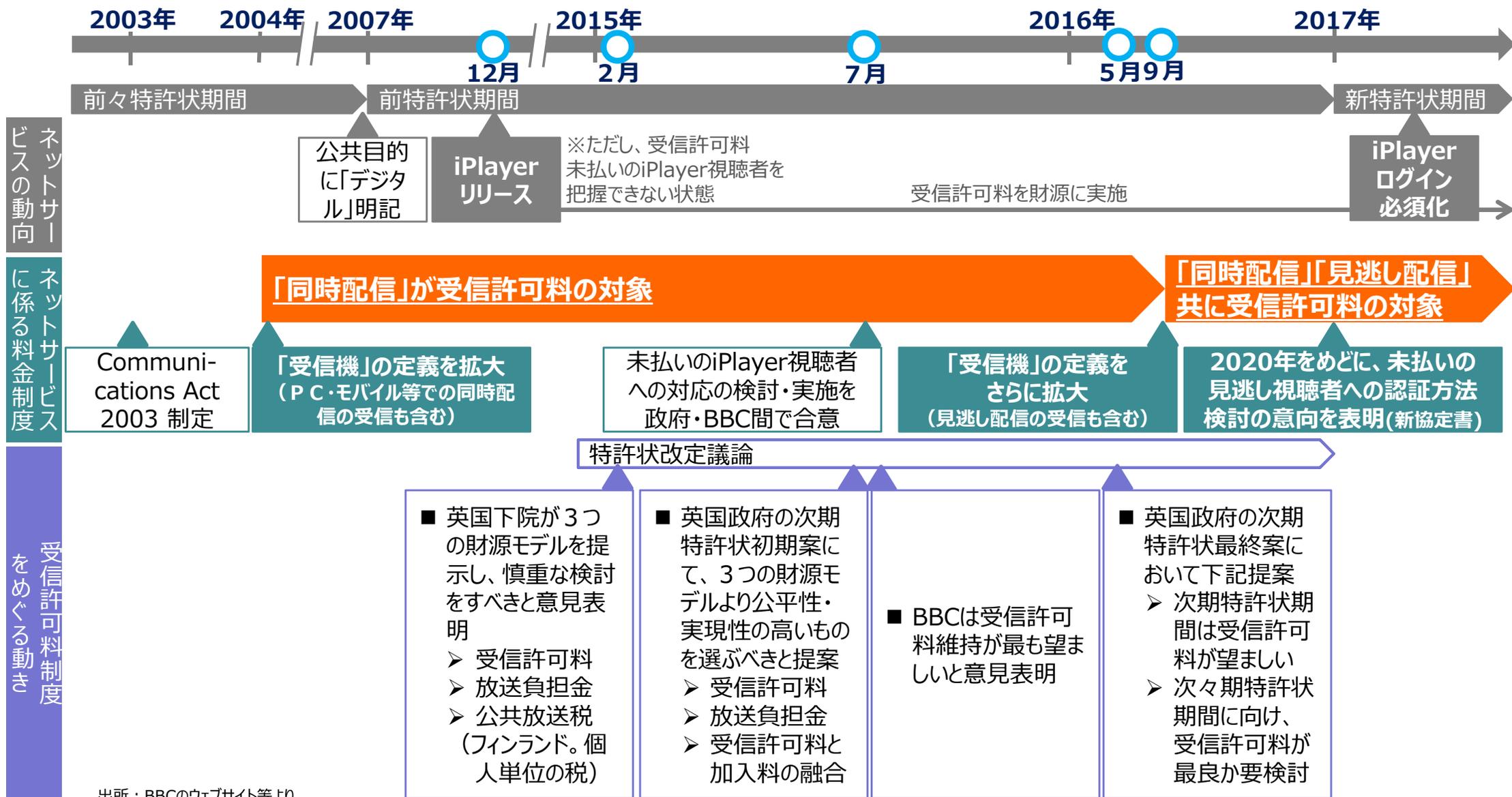
2002年の指令以降、EU圏内では放送と通信の融合法制が模索・実施されている。当該法制下、イギリス・ドイツといったEU各国の公共放送は、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索している。



iii. 海外公共放送の取り組み

・【イギリス】インターネットサービスの財源を巡る動向

BBCは、受信許可料を財源としてインターネットサービスを実施してきている。他方、BBCの法的根拠である特許状の改定議論では、受信許可料以外の財源モデルの実施可能性も論点となっており、受信許可料制度が今後も望ましいか否かは、長期的な課題として残されている。



インターネットサービスの動向

インターネットサービスに係る料金制度

受信許可料制度をめぐる動き

iii. 海外公共放送の取り組み

・【イギリス】「受信機」定義の拡大(法的規定等)

イギリスでは「受信機」を、2004年から放送・同時配信を、2016年9月からは見逃し配信も受信できる装置と法的に規定し、対象端末にPC等を含めている。しかし、同時・見逃し配信を行っているiPlayerで利用者の現時点で認証を行っておらず、同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料が収納できていない。

		2004年～ 「同時配信」が受信許可料の対象	2016年9月～ 「同時配信」「見逃し配信」共に受信許可料の対象
概要		サービスの観点から、 <b>放送・同時配信が受信できる装置</b> が受信許可料支払対象と規定	サービスの観点から、 <b>放送・同時・見逃し配信*</b> が <b>受信できる装置</b> が受信許可料支払対象と規定
法的規定 条文内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ “The Communications (Television Licensing) Regulations”にて、「受信機」に関し以下の通り規定（日本語は仮訳）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>何らかのテレビ番組サービスを受信する目的で設置もしくは活用される何らかの装置</u>のことである</li> <li>➢ 「テレビ番組サービスの受信」に言及する場合に含まれるのは、市民の一員によって、<u>当該サービスの一部として放送もしくは配信が実施されたことでの受信と並行して、何らかの番組が同時に（もしくはほぼ同時に）受信されるサービスにおいて、何らかの手段で当該番組の受信を行うこと</u>である</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ “The Communications (Television Licensing) (Amendment) Regulations 2016”（The Communications (Television Licensing) Regulationsの改正）にて、「受信機」に関し以下の通り規定（日本語は仮訳）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>以下2つのいずれかを受信する目的で設置もしくは活用される装置</u>を意味する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) <u>何らかのテレビ番組サービス、もしくは</u></li> <li>(b) <u>BBCにより提供されているオンデマンド番組のサービス</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
実運用		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「受信機」の対象となる<b>端末の種類</b>が、<u>テレビ受信機のほか、PC・タブレット等</u>に拡大</li> <li>■ BBC iPlayer（2007年に見逃し、2008年に同時配信開始）に関し、以下の運用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>同時配信で、視聴開始時、受信許可料支払有無を問うポップアップ</u>が表示されるのみ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「受信機」の対象となる<b>端末の種類</b>自体は従来と<b>変更なし</b></li> <li>■ BBC iPlayer（2007年に見逃し、2008年に同時配信開始）に関し、以下の運用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>同時・見逃し配信で、受信許可料支払有無を問うポップアップ</u>が表示されるのみ</li> </ul> </li> </ul>

- 同時配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない
- 見逃し配信は受信許可料の対象ではなく、「無料」サービスとしての位置づけ

- 同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない
- 収納可能にする施策実施の第一歩として、BBCはiPlayerログインを必須化する意向を表明

\* 厳密には、「見逃し配信」を含むオンデマンドサービス

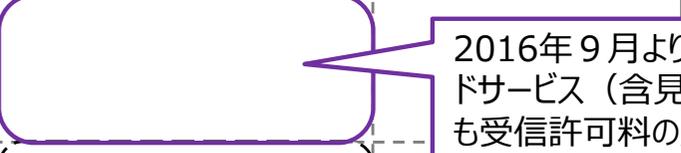
出所：英国政府のウェブサイト等より

# 1. 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

## iii. 海外公共放送の取り組み

### ・【イギリス】「受信機」定義の拡大(イメージ)

イギリスにおける「受信機」には、PC・タブレット等、同時配信およびオンデマンドサービス（含見逃し配信）を受信できる多様な端末が含まれる。定義の拡大にあたっては、携帯電話やタブレット等のモバイル端末の設置（Install）場所を充電場所と解釈して運用している。

		テレビ番組		テレビ番組以外			
		テレビ放送	インターネット配信		インターネットコンテンツ	ラジオ番組	
			iPlayer (自社サービス基盤)	他社サービス基盤 経由			
リアルタイム配信	リアル視聴						
	録画						
オンデマンドサービス	見逃し視聴 (30日間)						
	キャッチアップ期間終了後						

2004年に受信機の解釈を拡大し、PC・タブレット等での同時配信も対象とした

2016年9月より、オンデマンドサービス（含見逃し配信）も受信許可料の対象内に

BBC番組の提供を別途子会社の営利事業として実施\*

- The Communications (Television Licensing) Regulations
  - “television receiver”（受信機）の“install or use”（設置又は活用）を行っている場合、受信許可料の支払義務があることを規定
- 上記規定の解釈としてTV Licensingは、モバイル端末の“install”を「充電場所」として運用

\* キャッチアップ期間終了後のBBC番組の提供を行っていた営利事業BBC Storeに関しては、2017年5月25日、同年11月1日をもって閉鎖となることが発表された

## 2. 常時同時配信の費用負担者の範囲

- i .海外公共放送の取り組み 23
- ii .NHKが既に示している考え方 26
- iii .常時同時配信実施に関する各種想定 27

## 2.常時同時配信の費用負担者の範囲

### i.海外公共放送の取り組み

#### ・【ドイツ】放送負担金への移行

ドイツでは長期にわたり、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方について議論がなされ、P C受信料を経て放送負担金制度に移行した。



料金制度の変遷

#### ラジオ・テレビ受信料

- ✓ 基本料金（ラジオ）とテレビ受信料が設定

#### 「PC受信料」を新たに設定

- ✓ インターネットを利用できる端末は「新型受信機」と定義され、ラジオと同じ基本料金が設定

#### 「放送負担金」

- ✓ 受信機の有無にかかわらず、全世界帯から受信料を収納
- ✓ 事業所については、従業員数等、規模単位に着目した料金体系を導入

インターネットを利用できる端末も受信機扱いに

インターネットを利用できる受信機に対する受信料（PC受信料）の収納を決定

制度改革へ

放送負担金制度を定めた「放送負担金州間協定」が全州議会で批准

独立機関KEFが料額の値下げを勧告。月額48セント減額へ（€17.98→17.5）

- PCが普及し、受信環境が変化
- PCを番組視聴に使っていないのに受信料が収納されるのは不当とする訴訟が頻発
- 行政裁判の最上級審である連邦行政裁判所は2010年10月「PC受信料」を認めたが、以下の留保：  
「このような徴収が憲法上正当化されるのは、実際にその徴収が正しく実行され、負担の平等が実現されている場合のみである。もし、法律で定められた徴収方法の欠陥によってこの平等が原理的に実現できなくなっているとすれば、制度は憲法違反になる可能性が高い。小型で携帯可能な新型受信機は、支払い義務の確定がますます難しくなっており、まさにこうした問題が生じつつある」
- いわゆる「キルヒホフ鑑定書」（2010年）にて、公共放送の財源に関し、「放送負担金」が最も望ましい、との提言

- 経済界の反発
  - 従業員数・車両数等によって加算されるため、一部企業・業界が反発

料金制度をめぐる動き

## 2.常時同時配信の費用負担者の範囲

### i.海外公共放送の取り組み

#### ・【ドイツ】放送負担金制度について(法的根拠)

ドイツの公共放送事業者は、連邦憲法裁判所の放送判決において財源保障が示されている。放送負担金制度については、州間協定等において規定されている。

		法的根拠			
		ドイツ連邦共和国憲法（放送判決）	州間協定等		
負担金の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共放送事業者の業務 等</li> </ul>	連邦憲法裁判所の判決において、公共放送の財源保障が示されている	放送とテレメディアについての州間協定*1、放送負担金州間協定		
支払義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有</li> </ul>	—	放送負担金州間協定		
支払主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「住居」および「営業所」の「保有者」（“Inhaber”） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「住居」の「保有者」は住民登録者 等</li> <li>➢ 「営業所」の「保有者」は自らのために使用している自然人又は法人 等</li> </ul> </li> </ul>				
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「世帯」（“im privaten Bereich”） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「住居」（“Wohnung”）単位で1件</li> </ul> </li> <li>■ 「世帯以外」（“im nicht privaten Bereich”） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「営業所」（“Betriebsstätte”）ごとの従業員数に応じ、10段階の料金</li> <li>➢ ホテル等の宿泊施設・業務用の自動車は、別途、2部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに1/3件分</li> </ul> </li> </ul>				
料額決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者委員会であるKEF*2の勧告に基づき、各州議会により決定</li> </ul>			放送財源州間協定	
料額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月17.5ユーロ（2017年）</li> </ul>			「負担金徴収」管理協定*3	
収納主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ARD、ZDF、DLRが共同で運営する徴収機関「負担金サービス」</li> </ul>			放送負担金州間協定	
免除規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有</li> </ul>				
罰金・罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有</li> </ul>				
活用可能な外部情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民登録データ</li> </ul>				

\*1 放送負担金が公共放送の財源として用いられることが規定されている

\*2 各州が1名ずつ任命する16名の委員（会計監査、経営学、放送法等の専門家）によって構成され、2年に1度、放送負担金の料額の適切性等を審査する機関

\*3 放送負担金収納に関して、各公共放送事業者間で締結された協定

出所：各放送機関のウェブサイト等より

## i.海外公共放送の取り組み

## ・【ドイツ】放送負担金制度について(キルヒホフ鑑定書)

公法・租税の専門家であるハイデルベルク大学のキルヒホフ教授が公共放送の委託で書いた意見書である「キルヒホフ鑑定書」は、公共放送の財源に関して4つの選択肢を提示した。公共放送の独立性、提供している利益、従来の受信料制度との継続性等の観点から「放送負担金」が最も望ましいと結論づけた。

選択肢	適切性	左記適切性のその根拠
税金	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 税金の用途の決定権は、予算承認権をもつ国会に属していなければならない、これは公共放送は国家から独立していなければならないとする憲法上の原則違反</li> </ul>
受益者負担 (有料対価)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、不適切</li> </ul>
受益者負担 (放送負担金)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、適切</li> <li>■ 全世帯・全事業所から収納することの正当性は下記3点 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 端末環境の多様化および公共放送のインターネットサービスも増えており、ほぼ全員が公共放送のサービスの利益を受けている又は受けることが可能</li> <li>➢ 世帯単位であれば、構成員のさまざまな利用習慣が均一化されると想定でき、より公平な「受益者負担」</li> <li>➢ 従来の受信料制度との継続性</li> </ul> </li> </ul>
特別公課	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 租税でもなく、手数料や負担金でもない、他のすべての公課を包括するものだが、これはあくまでも例外で一時的であるべき公課形態で、安定・継続的にサービスを供給するべき公共放送の財源形態としては不適切</li> </ul>

### ii.NHKが既に示している考え方

・実施に関して現時点で想定する財源（総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回 NHK説明資料）

○これまで財源について研究してきたが、NHKとして現時点では次のように考えている。

- ・テレビ放送を常時インターネットで見られるようにする際には、それに要する費用の適切な負担の仕組みがあわせて整備される必要がある。その際、受信料制度を毀損しない仕組みとなることが重要である。
- ・その「適切な負担」については、NHKのテレビ放送の常時同時配信を実際に「視聴する環境」を作った人に負担をお願いするのが適当と考える。
- ・単にパソコン・スマートフォン等のネット接続機器を持っているだけで負担をお願いする、ということは考えていない。
- ・また、テレビを持ち、すでに受信契約を結んでいただいている世帯の構成員には、追加負担なしで常時同時配信をご利用いただくのが妥当と考える。

○制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的な仕組みを設計する。

## 2.常時同時配信の費用負担者の範囲

### iii.常時同時配信実施に関する各種想定

- ・既に放送受信契約を結んでいる世帯の負担のあり方(イメージ)

既に放送受信契約を結んでいる世帯は全契約対象世帯の約80%

#### 追加負担なし

情報（コンテンツ）に着目した負担のあり方となる

(現行の) 受信料



放送



インターネット

同一コンテンツについては、異なる  
伝送路に対する追加の費用負担  
は求めない

※ (同一世帯内にある) 2台め、3台めのテレビと同じと考える

### 3.常時同時配信の費用負担の性質

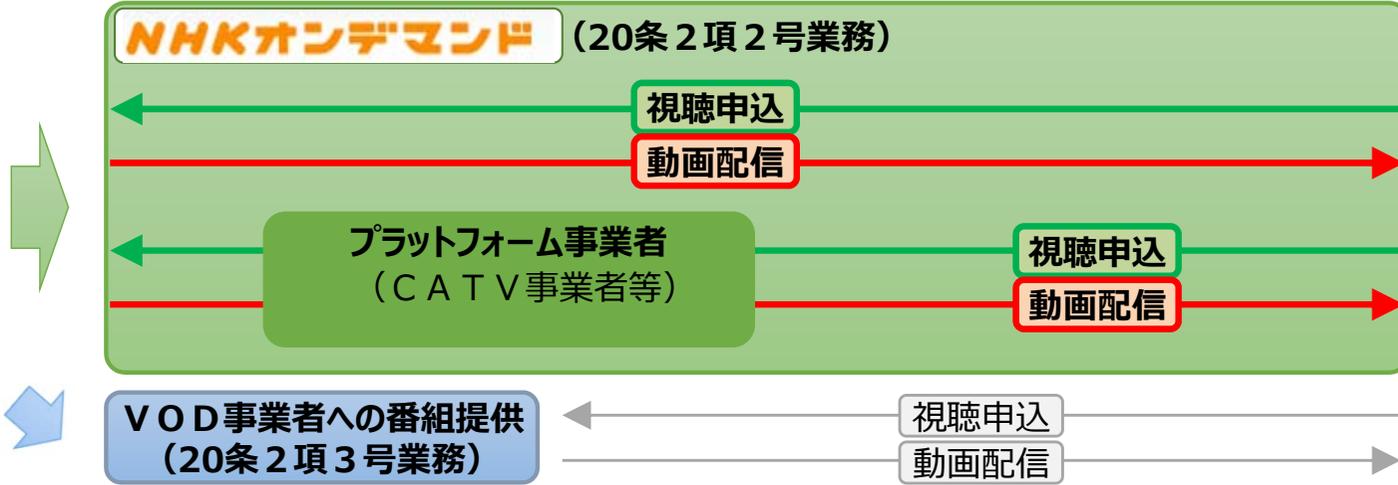
- i .参考となるNHKの現行の取り組み 29
- ii .NHKが既に示している考え方 30

### 3.常時同時配信の費用負担の性質

#### i.参考となるNHKの現行の取り組み

##### ・NHKオンデマンド

#### 放送番組等有料配信業務の範囲



パソコン、スマートフォン、  
タブレット端末でも



テレビでも



#### 見逃し番組

「大河ドラマ」や「連続テレビ小説」などNHKで放送している人気番組を、放送から14日間程度、単品または「見逃し見放題パック」で視聴可能。

#### ニュース番組

「NHKニュース7」や「ニュースウオッチ9」等のニュース番組を放送から1週間程度、「見逃し見放題パック」で視聴可能。

#### 特選ライブラリー

過去の名作ドラマや大型ドキュメンタリー番組などNHKの豊富な映像資産を、単品または「特選見放題パック」で視聴可能。

#### 利用料金

(消費税込)

提供番組	販売形態	
	単品	見放題パック
見逃し番組	108円～324円	見逃し見放題パック 月額972円
ニュース番組	-	
特選ライブラリー	108円～324円	特選見放題パック 月額972円



#### ii.NHKが既に示している考え方

#### ・常時同時配信の対象として想定するサービス（総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回 NHK説明資料）

##### ○常時同時配信を行う放送波

NHKのテレビ放送の常時同時配信の制度整備が実現すれば、

- ・開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を対象とすることを想定している。
- ・衛星波については、BS1ではスポーツ中継を多く編成していることなどから、権利確保の課題等によりコンテンツの約6割がネット配信できない（フタかぶせが必要になる）と見込んでいる。現時点では常時同時配信を行える環境にないと認識しており、実施のためには環境整備が必要になる。

##### ○地域放送（ローカル放送）

- ・各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本として想定している。

##### ○進め方

- ・2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに際してテレビ放送の常時同時配信を実施するため、その前年、2019年（平成31年）には本格的なサービスを開始し、段階的に拡充することを想定している。具体的な進め方については今後検討していく。
- ・また、制度整備から本格的なサービス開始までの間には、実施体制の整備やシステム開発を進めつつ、多数のアクセスに備えた検証等を行うための試行的な提供を行うなどの十分な“試行期間”が必要になると考える。なお現行制度下での「試験的提供」についても、規模の拡充等を図って、より多くの知見を蓄えていきたい。

##### ○その他

- ・少なくとも現時点では、技術的な制約や権利確保上の課題等により「放送との同一性」を十分に確保することはできないため、その点を前提として制度整備がなされるよう要望する。
- ・制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的なサービスの仕組みを設計する。

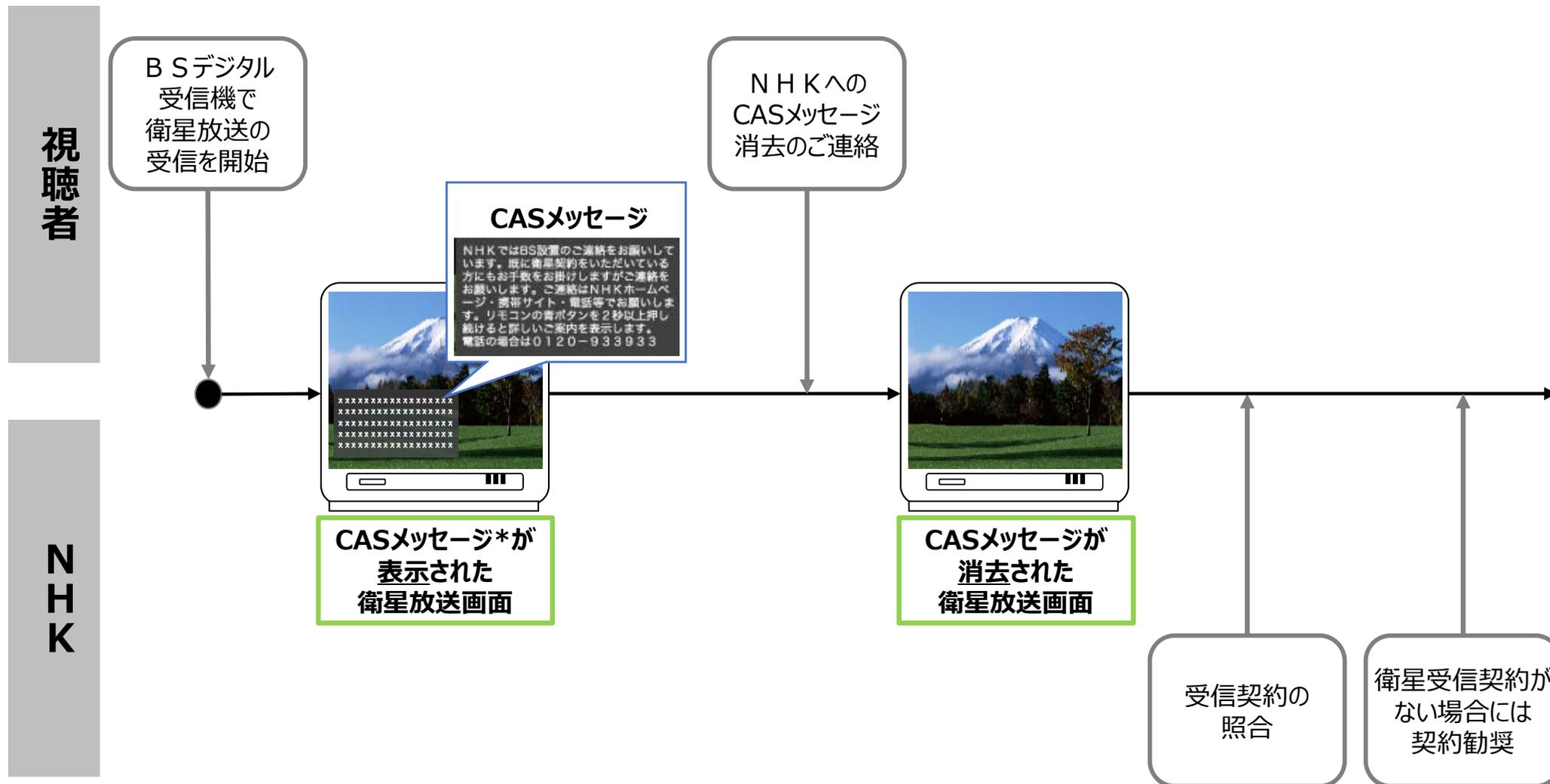
## 4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

- i .参考となるNHKの現行の取り組み 32
- ii .海外公共放送の取り組み 33

## 4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

### i.参考となるNHKの現行の取り組み

#### ・衛星放送におけるCASメッセージの表示



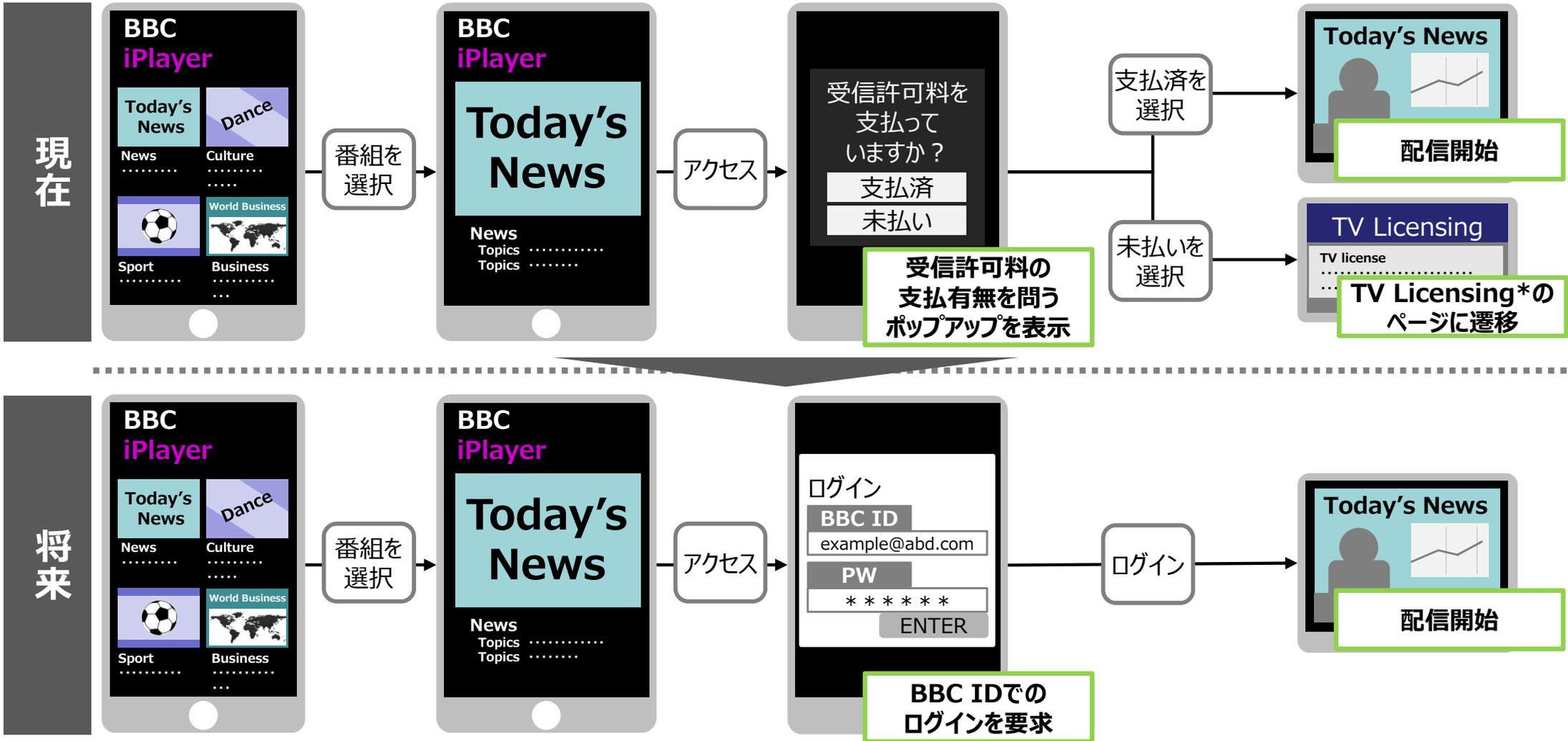
\* BSデジタル受信機で衛星放送の受信を開始してから30日後に、衛星放送の画面でNHKへのBS設置の連絡をお願いする設置確認メッセージ

ii .海外公共放送の取り組み

・【イギリス】iPlayer (アイプレイヤー) におけるログイン必須化

BBCは2016年9月27日、2017年初頭に、iPlayerでの番組視聴においてBBC IDでのログインを必須化する意向を表明、2017年5月11日に「近いうち (soon) 」に必須となる旨を発表した。5月11日の発表では、メールアドレス等の個人情報を受信許可料不払者の情報と紐づける可能性も示唆している。

BBC IDでのログイン必須化前後での、iPlayerでの番組視聴に関する遷移イメージ



\* 受信許可料の収納を行っている会社

出所：iPlayerのウェブサイト等より

## 4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

### ii .海外公共放送の取り組み

#### ・【フランス】france.tv（フランス・テーヴェー）における視聴時のログイン

France Télévisionsが2017年5月から提供しているfrance.tvにおいては、常時同時配信等の番組を視聴する際に、ログインが必須となっている\*1。（それまで常時同時配信を提供していたfrancetv pluzzにおいては、ログインすることなく、常時同時配信の視聴が可能であった）

#### france.tvでの番組視聴に関する遷移イメージ（以下は常時同時配信の場合）



\*1 France Télévisionsはfrance.tvのウェブサイト上にて、ログインして視聴するサービスとすることで、各視聴者・国民の好みにあった番組・コンテンツをリコメンドすること等が可能になるとしている

\*2 登録するにはメールアドレス、パスワード、性別、生年月日、郵便番号の入力が必要となる。ログインは、メールアドレスおよびパスワードの入力等により、可能である